下記のとおり一般競争に付します。

2019年 2 月 15日

支 出 負 担 行 為 担 当 官

第十一管区海上保安本部長 下野 浩司

記

- 1 一般競争に付する事項
- (1) 契約件名 平成31年度航路標識保守業務
- (2)内 容 航路標識の保守業務
- (3) 履行期限 2019年12月27日
- (4)履行場所 伊平屋島灯台、残波岬灯台、瀬嵩埼灯台、伊計島灯台
- (5)入札方法 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度 とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

- 2 競争に参加する者に必要な資格
- (1)予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者であること。また、平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の取得を行うこと。
- (3)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 電子調達システムによる場合は、電子認証 (ICカード) を取得していること。
- (5) 第十一管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
- 3 契約条項等を示す場所
- (1) 沖縄県那覇市港町2-11-1第十一管区海上保安本部経理補給部 経理課
- (2) 第十一管区海上保安本部ホームページ 入札情報

http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/nyusatu/nyus_top.htm

- 4 仕様説明及び入札、証明書等受領、開札の時期及び場所
- (1)電子調達システム方式及び紙入札方式による入札書類データ(証明書等) の受領期限

(入札参加受付締切)

2019年2月28日 午後4時00分

- (2) 仕様説明 仕様書の配布による。 下記9参照
- (3)電子調達システム方式及び紙入札方式による入札書受領期限

2019年 3 月 14日 午後 4 時 00分

- (4) 開札 2019年3月15日 午前11時00分 那覇港湾合同庁舎(8F) 入札室
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム

<u>https://www.geps.go.jp/</u> 問い合わせ先 下記11のとおり

- 5 入札保証金及び契約保証金 免 除
- 6 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第十一管

区海上保安本部入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は 無効とする。

- 7 落札者の決定方法
- (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 仕様書、入札説明書の交付日時場所
- (1) 交付日時 公告の日 から 2019年2月28日午後4時00分まで
- (2) 交付場所仕様書下記12にて。入札説明書上記3(2)にて。
- 10 入札者に要求される事項
- (1) 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札 書類データ(証明書等)を上記4 (5) に示すURLに提出しなければならない
- (2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに下記11に示す場所に提出しなければならない。

なお、(1)、(2) いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

11 契約及び入札に関する問い合わせ先

第十一管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係 Tm (098) -867-0118 内線2223、2224、2225

12 仕様内容に関する問い合わせ先

〒900-8547沖縄県那覇市港町2-11-1 098-867-0118

第十一管区海上保安本部 交通整備課 (內線:2652)

以上公告する。

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号: 契 第役務年2 号 契約件名: 平成31年度航路標識保守業務

項目及び構成

- 契約担当官等
 調達内容
- 3. 競争参加資格
- 4. 入札参加申込手続き
- 5. 入札書の提出場所等
- 6. その他

様式-1 入札書 (様式)

様式-2 紙入札方式参加願 (様式)

確認書 (様式) (電子調達参加申込み用)

年間委任状 (様式) 暴力団排除に関する誓約事項

別添 - 2 契約書(案)

入 札 説 明 書

第十一管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告 (2019年 2 月 15 日 付) に基づく入札については、会計法 (昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則 (昭和37年大蔵省令第52号) 等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

第十一管区海上保安本部長 下野 浩司

- 2. 調達内容
- (1) 契約件名

平成31年度航路標識保守業務

(2) 契約内容

航路標識の保守業務

(3) 履行期限

2019年12月27日

(4) 履行場所

伊平屋島灯台、残波岬灯台、瀬嵩埼灯台、伊計島灯台

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。 仕様書等に関する問い合わせ先

〒900-8547沖縄県那覇市港町2-11-1 098-867-0118

第十一管区海上保安本部 交通整備課 (內線:2652)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。 なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決 算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難い者は、発注者に紙入札方式参加願を提出して紙入札方式にかえるものとする。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。 この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札 書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- 3. 競争参加資格
 - (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 予算決算及び会計令第70条に規定される契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に規定される次の事項に該当する者。 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても

また同じ。)

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の 品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
- (イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、 契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者であること。また、平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の取得を行うこと。

なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに 資格審

査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。

- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4)電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。なお、当該ICカードについては、代表者又は代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者のICカードに限る。
- (5)電子調達にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するICカードを限定すること。なお代表者から入札・見積権限及び契約権限等について委任を受けた者(本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。)は、年間委任状(受任者のICカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付)を書面にて提出すること。

当該入札にて限定したICカード以外のICカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

- (6) その他、仕様書のとおり。
- 4. 入札参加申込手続き
- (1) 申込方法

入札参加希望者は、3 (2) の資格を有することを証明する書類(資格審査結果通知書(写)及び確認書(電子調達用)又は紙入札方式参加願(紙入札用)を証明書等の提出期限までに提出する。

札用)を証明書等の提出期限までに提出する。 また、代表者から委任を受けている者(以下「受任者」という)が入札を 行う場合は年間委任状を入札参加手続きまでに提出する(当該委任に係る委 任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ 入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をそ の都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入 札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。)。 年間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されて いなければならない。
- b 電子調達においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状(書面)の提出とする。
- e 原則として個別案件における委任は認めない。
- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

_	V 0		
	番	使用アプリケーション	保存するファイル形式
	号		
ſ	1	一太郎	Ver2011形式以下のもの
Γ	2	Microsoft Word	Word2010形式以下のもの

3	Microsoft Excel	Excel2010形式以下のもの
4	その他のアプリケーショ ン	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合

証明書等のファイル容量が 1 MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接 5 (2)の契約係担当者に手渡すこと。 直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5 (2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 2019年2月28日 午後4時00分
- ※電子調達システム方式による入札書類データ (証明書等)
 - 確認書
 - 資格審査結果通知書(写)
- ※紙入札方式による証明書等(下記5(2)に提出)
 - · 紙入札方式参加願
 - 資格審査結果通知書(写)
- ※電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。
- 5. 入札書の提出場所等
- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

> 電子調達システム <u>https://www.geps.go.jp/</u> 問い合わせ先は、下記(2)に同じ

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

沖縄県那覇市港町2-11-1

第十一管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係 TEL098-867-0118 内線2223、2224、2225 FAX098-861-3719

(3) 仕様書の交付期間

公告日 から 2019年2月28日 午後4時00分まで 問い合わせは、上記2(5)。

(4) 入札書の提出期限

2019年 3 月 14日 午後 4 時 00分

- (5) 入札書の提出方法
 - ① 電子調達システムによる場合
 - (ア) 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
 - (イ) 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。(電子認証書を取得している者であること。)

- (ウ)入札書等の提出
 - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに 到達するように提出しなければならない。
- b 電子調達に利用することができるICカードは、資格審査結果通知書に 記載されている者(以下「代表者」という。)又は代表者から入札・見積 権限及び契約権限について年間委任により委任をうけた者のICカードに 限る。
- ② 紙による入札の場合
- (ア) 入札書の様式は、様式-1によるものとする。
- (イ) 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書に記載する日付は、<u>入札書を提出</u>する日とする。
 - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印(法人にあっては、 所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印)しなけれ ばならない。
- e 受任者(以下「代理人」という)が入札を行う場合は、代理人の住所、 氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名)を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役(社長) 〇〇 〇〇 代理沖縄県那覇市2-11-1

海保株式会社 沖縄支店(又は○○部)

支店長(又は〇〇部長)〇〇 〇〇 印

- (ウ)入札書等の提出
 - a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封 皮に「法人名等」及び「契約件名」、「開札年月日」、「入札書在中」を<u>朱</u> **書する**ものとする。
 - b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (6)入札の無効
 - ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の 1に該当する入札は無効とする。
 - (ア) 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - (イ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しな い者のした入札
 - (ウ) 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名を もって代えることができる。)を欠く入札
 - (エ) 金額を訂正した入札
 - (オ) 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
 - (カ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の 利益を得るために連合した者の入札
 - (キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理を した者の入札
 - (ク) 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札に あっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
 - (ケ) 特定商品と同等のものであることを証明する必要のある入札にあって は、同等のものであることを証明できなかった入札
 - (コ) 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第十一管区 海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のし た入札。
 - ② 電子調達参加者は、ICカードを不正使用等してはならない。不正使用等した場合には当該電子調達参加者の入札への参加を認めないことがある。
- (7)入札の延期等
 - 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公

正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

日 時:2019年3月15日 午前11時00分 場 所:**那覇港湾合同庁舎(8F) 入札室**

(9) 開札

① 電子調達システムによる場合

- (ア) 開札及び開披(以下「開札等」という。) は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。 ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

② 紙による場合

- (ア) 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (イ) 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、<u>原則として引続き再度入札を行う</u>。(この間、開札場への入退室はできない。)

ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

- (ウ)入札者等が開札に立ち会わない場合は、第2回目以降の入札を辞退した ものとする。なお、紙入札方式での入札参加者が1回目の開札に立ち会わ ない場合でも当該紙入札方式での入札参加者の入札は有効として取り扱う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ① 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限 までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し 説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (3)入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入 札書の無効の訴えは提訴できないものとする。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低をもって入札した者を落札者とすることがある
 - 。③ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加

者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札参加者の場合には、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札決定通知書の発行を行うものとする。

④ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。

ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ⑤ その他、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (5) 契約書の作成(ただし、契約金額が150万円を超えない場合は省略することがある)
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約 は確定しないものとする。
- (6) 電子調達参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する 場合の基準及び取扱い

電子調達参加者側の障害により電子調達ができない旨の申告があった場合は、 障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、 原則として複数の電子調達参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予 定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行うことができるものとする。

- ① 天 災
- ②広域 · 地域的停電
- ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く)

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する)。

(7) 発注者側の障害により電子調達書受付締切時間又は開札時間を延長する場合 の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達施設管理センター(ヘルプデスクセンター)と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子調達書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する)。

(8) 支払条件

その他支払方法等詳細は別途契約書に定める。

(9) その他詳細規程

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は「第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書」、「電子調達運用基準(物品・役務等)」によるものとする。

(10) 異議等の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として 異議を申し立てることはできない。

(11)本案件は、平成31年度予算の成立を条件とする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

2019 年度

契第 役務年2 号

航路標識保守業務請負契約書

航路標識保守業務請負契約書

- 1. 契約件名 平成31年度航路標識保守業務
- 2. 契約金額 金 円



うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

- (注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の77及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に8/108を乗じて得た額である。
- 3. 施 行 場 所 伊平屋島灯台、残波岬灯台、瀬嵩埼灯台、伊計島灯台
- 4. 契約期間 2019年4月1日 から 2019年12月27日 まで
- 5. 契約保証金 免除

上記の請負契約について、注文者 支出負担行為担当官 第十一管区海上保安本部長 下野 浩司 を発注者とし、 請負者 を受注者として、次の条項により契約を締結する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書及び設計図書に定めるところに従い、「平成31年度航路標識保守業務」(以下「保守業務」という。)を契約期間内に完了し、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。
- 3 この契約を実施するための保守業務に際して発生した事故については、受注者がその全責任を負うものとする。
- 4 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は管理責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た情報を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は日本語とする。

(契約金額内訳書及び全体工程表)

- 第2条 受注者は、発注者が必要と認めたときは、契約金額内訳書を作成し発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、仕様書に従い、業務の実施に先立って全体工程表を作成し、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

(仕様書の解釈等)

第3条 仕様書について疑義を生じたもの又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽徴なものにつ

いては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において保守業務を実施するものとする。

(監督職員)

- 第4条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、監督職員の監督の実施について必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。
- 5 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、 仕様書等に定めるところのより、次にあげる権限を有する。
 - 一 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理責任者に対する業務に関する指示
 - 二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - 三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理者技術者との協議
 - 四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の立会い、調査、確認
- 6 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注 者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 7 第5項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(管理責任者)

- 第5条 受注者は、業務の管理を行う管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。
- 2 管理責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負金額の変更、履行期間の変更、請負代金の請求受領、次条第1項の請求の受理、同 条2項の決定の通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(管理責任者等に対する措置請求)

- 第6条 発注者は、管理責任者又は受注者の使用人若しくは第9条1項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(一括再委託等の禁止)

- 第8条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断及び点検業務等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

- 第9条 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託 を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。 なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽 微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方(次条「再委託受託者」という。)の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第10条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

(代理人等に関する措置要求)

第11条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人(再委託者は代理人とみなす。以下同じ。)、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行 につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(行政庁に対する手続)

第12条 受注者は、その保守業務について、行政庁に対し申請、届出等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続きをするものと する。

(貸与品)

- 第13条 発注者は、仕様書に記載する物品及び資料等を受注者に貸与する場合は、発注者があらかじめ指定した場所及び日時に受注者に対して交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けるごとに受領書を発注者に提出し、受注者は発注者から貸与された資料、機器等がある場合、これを本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者細心の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
- 2 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合又は発注者からの要請があった場合、受注者は貸与された資料、機器等をすみやかに発注者に返却するものとする。

(成果の権利および知的財産権の帰属)

- 第14条 本件業務に基づき受注者が発注者のために作成した成果物(中間成果物も含む)および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に受注者が既に保有するものを除き、すべて発注者に帰属し、その権利は受注者から発注者に無償で譲渡されるものとする。
- 2 受注者は、成果物に対する著作権を行使しないことを合意する。
- 3 受注者は、発注者が発注する業務に使用する目的以外で成果物を利用する場合は、発注者からの書面による承諾を得るかもしくは別途、合意をしなければ、成果 物の全部あるいは一部及びその複製物を保有し利用することはできないものとする。
- 4 契約期間の中途で、第31条(契約の解除)が行われた場合は、すでに受注者が発注者のために作成した成果物(中間成果物も含む)、発生した著作権及びその 他無体財産権は、本件業務以前に受注者が既に保有するものを除き、すべて発注者に帰属し、その権利は受注者から発注者に無償で譲渡されるものとする。

(権利の侵害)

第15条 受注者は、本件業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、受注者が発注者のために作成した成果物(中間成果物も含む)および役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、受注者は発注者に対して、その事実を報告したうえで、自己の責任と負担において処理・解決するものとする。

(報告義務)

- 第16条 受注者は、発注者の請求があるときは、口頭または書面により遅滞なく本件業務の履行状況を報告しなければならない。
- 2 本件業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を受注者が知った場合、受注者はその事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに発注者に報告し、 発注者と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

(物価変動等による請負金額の変更)

第17条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不適当であると認められるに至った場合は、発注者受注 者協議して、これを変更することができるものとする。

(契約期間及び仕様の変更等)

- 第18条 発注者は、その都合により、契約期間又は別紙仕様内容を変更し、又は一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。
- 2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(不可抗力による変更等)

- 第19条 受注者は、本契約に基づく保守業務について、天災その他不可抗力等によって業務を履行できない場合は、発注者に対して履行計画の変更を申し出るものとする。ただし、履行計画の変更は、指定された期日を越えて行うことはできない。
- 2 受注者は、指定された期日までに業務を履行することができない場合は、その状況を発注者に通知するとともに、契約の一部の解約を申し出なければならない。
- 3 前項の場合において、請負金額を減額する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を減額するものとする。

(保守業務実施計画の変更等)

- 第20条 発注者は、必要に応じ保守業務実施計画を変更することができるものとする。
- 2 発注者は、当該保守業務の実施計画を変更する必要が生じた場合は、その事由を受注者に通知したうえで速やかに当該保守実施計画書を変更し、受注者の了解を受けなければならない。
- 3 前2項の場合において、履行期限内の当該保守業務実施計画の変更により請負金額を増減する必要があるときは、支払を行う履行期間ごとに、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了の通知及び検査)

- 第21条 受注者は、毎月分の保守業務を完了した場合は、その旨を書面により発注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員(以下「検査職員」という。)により検査を行うものとする。
- 3 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(成果品の引渡し)

第22条 受注者は、前条の検査にあわせ提出した成果品は、これを発注者に引き渡すものとする。

2 成果品の所有権は、その引き渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

(請負代金の請求)

第23条 受注者は、前条に定める保守業務完了の検査に合格後3か月ごとに請負代金を請求することができるものとする。

(請負代金の支払)

- 第24条 発注者は、前条により、受注者が提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内(以下「約定期間」という。)に、第十一管区海上保安本部において、その代金を受注者に支払うものとする。
- 2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとして、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

- 第25条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。
- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天 災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円末満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円末満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の 遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者 に支払うものとする。

(履行期限の延伸)

- 第26条 受注者は、所定の期限までに保守業務を行えないときは、あらかじめ遅滞の理由及び履行可能期日を明示して、発注者に履行期限の延伸の承認を求めなければならない。
- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することができない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

- 第27条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限満了の日の翌日から保守業務完了の日までの日数に応じ、請負金額(延伸した保守業務にかかる金額)の年36.5パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10/100を超える場合は、その超過額は、遅滞金に算入しない。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数 に算入しないものとする。

(臨機の措置)

- 第28条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合は、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を 求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他の保守業務の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、 受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して契約金額に含めることを不適当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

(危険負担)

- 第29条 受注者の使用人が発注者の施設物においてなす業務上の行為は、すべて受注者の責任とする。また、業務上負傷し、若しくは死亡した場合は、全て受注者 の責任とする。
- 2 受注者は、その使用人が業務遂行中、発注者の建造物又は器物を破損したときは、発注者がやむを得ないものと認めた場合を除くほか、発注者の決定する方法により弁償するものとする。

(かし担保)

- 第30条 発注者は、業務にかしがあるときは、受注者に相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求する ことができる。
- 2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は第21条の規定による検査を受けた日から1年以内に行わなければならない。
- 3 発注者は、業務にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの補修又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

(契約の解除)

- 第31条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 受注者から解約の申出があったとき(第33条の場合を除く)。
 - 二 受注者が第8条及び第9条の規定に違反したとき。
 - 三 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - 四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が不正をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - 五 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する 事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 六 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 七 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に 協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 九 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 十 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第五号から第十号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 十一 受注者が、第五号から第十号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第十一号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 十二 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 受注者は、前項第1号から第11号までの場合において、違約金として、解約部分に対する契約金額の10/100に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 第32条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害賠償するものとする。
- 2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。
- 第33条 受注者は、第18条の規定による仕様内容の変更のため契約金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による変更契約期間が頭書の期間の1/2以下に達したときは、この契約を解除することができる。

(相殺等)

- 第34条 この契約により発注者が受注者から収得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。
- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において、収得金額のある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当 の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該収得金、違約金等が1,000円未満の場合は、 この限りでない。
- 3 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.7パーセント」とあるのは「年5パーセント」と、同項ただし書き中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(合意管轄)

第35条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、那覇地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第36条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額(この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項

の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、 この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は 独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第37条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

2019年4月 日

 住
 所
 沖縄県那覇市港町2丁目11番1号

 発注者
 名
 支出負担行為担当官

 第十一管区海上保安本部長
 下野 浩司

 住
 所

 受注者
 氏
 名